

経営発達支援計画の概要

実施者名	幸手市商工会（法人番号）1030005004728
実施期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
目 標	<p>『小規模事業者と地域のための持続的ワンストップ型支援の実施し、自立できる小規模事業者を育成する』</p> <p>(1) 小規模事業者の経営（分析 計画策定 実行）支援を実施し、課題解決のサポートを行う。</p> <p>(2) 小規模事業者の経営の向上と効率化を目指すため、各種支援施策の有効活用や販売需要の創出を行う。</p> <p>(3) 地元金融機関と各種支援機関等と連携したハブ機関として、ワンストップ型支援を実施する。</p> <p>(4) 地域にある資源を活用した活性化事業を実施し、ブランド力を高める。</p>
事業内容	<p>・ 経営発達支援事業の内容</p> <p>小規模事業者が抱えている問題の解決や取引販路会開拓支援、創業支援を行う個別支援窓口を設置【小規模事業者支援事業】</p> <p><u>1. 地域の経済動向調査に関すること【指針】</u> 消費動向・取引状況・業種業態別の各調査</p> <p><u>2. 経営状況の分析に関すること【指針】</u> より定性的な経営分析の実施</p> <p><u>3. 事業計画策定支援に関すること【指針】</u> 事業者の掘り起こし・事業計画策定・創業&第二創業支援</p> <p><u>4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針】</u> 四半期に一度のフォローアップ・課題に応じた支援・施策の活用</p> <p><u>5. 需要動向調査に関すること【指針】</u> 情報収集・動向分析整理・結果のフィードバック</p> <p><u>6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針】</u> 各種商談会への出展支援・販路開拓支援・商品強化事業</p> <p>・ 地域経済の活性化に資する取組</p> <p>小規模事業者が連携して取り組んでいる地域振興事業を支援するため、観光協会、NPO、JA、市内商店会等と連携して、地域交流人口拡大のための事業展開を実施【地域振興支援事業】</p> <p><u>1. 商店街振興及び中心市街地活性化のための事業計画策定支援</u> 商店会事業計画策定・補助金申請支援・提案助言</p> <p><u>2. 地域産品を活用した地域特産品開発販売事業</u> 特産品事業者のグループ支援・取引開発マッチング</p> <p><u>3. 日光街道幸手宿と権現堂桜堤を中心とした観光商品開発</u> まちづくり団体と連携した商品開発・回遊型事業</p>
連絡先	<p>幸手市商工会 住 所：埼玉県幸手市東3丁目8番3号</p> <p>電 話：0480-43-3830 FAX：0480-43-3883</p> <p>e-mail：satte@syokokai.jp</p>

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

<幸手市の現状>

幸手市は、埼玉県の北東部に位置し、東京都心から50km圏内にあり、東武日光線、国道4号線や4号バイパスの整備により東京都心から1時間圏域にある。面積は、33.95km²、市域は東西8.8km、南北は7.6kmとなっている。

江戸時代には、五街道の一つ日光街道の宿場町「幸手宿」として賑わいを見せ、参勤交代や交易の往来で活況を呈していき、現在の市街地の基盤は、このころつくられたものである。

昭和4年、東武鉄道日光線幸手駅が開業すると人口も徐々に増加し、商業や綿織物工場、製糸工場などを初めとする地場産業で賑わい、昭和61年に市政施行に伴い幸手市となった。



(観光)

市の北部、中川の堤防となっている権現堂堤(上画像)には、約1,000本の桜並木があり、市民の憩いの場となっている。また、NPO法人幸手権現堂桜堤保存会の努力により、初夏には100種類1万株のあじさい、秋には25万株の曼珠沙華、冬には水仙が植栽され、四季折々の花が咲き揃い大きな観光資源として成長している。

(人口)

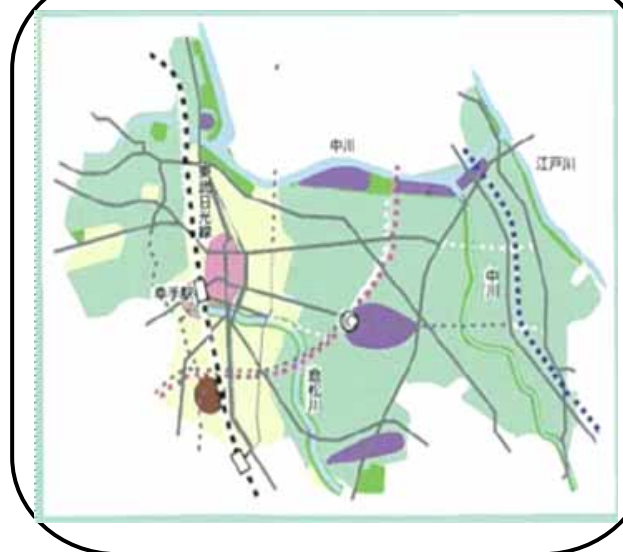
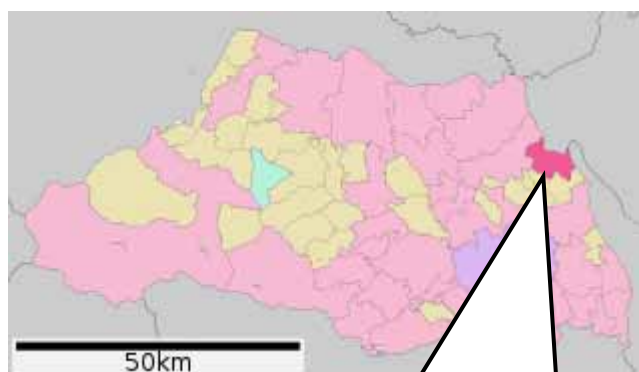
市の人口は、平成7年の58,172人をピークに平成27年4月52,999人まで減少し、65歳以上の高齢者人口(高齢化率)は、平成26年10月時点で14,941人(28.1%)となり、本市の高齢化率は全国・県内平均より高く、急速に高齢化が進行している。

市の商工業者数は2,047件(平成24年経済センサスより)、業種別内訳は、製造業222件、建設業254件、小売業426件、卸売業93件、宿泊業・飲食業258件、サービス業516件、その他278件となっており、平成18年度の前回調査と比較すると設備工事業16件、不動産賃貸業82件、医療業・社会福祉介護事業が25件増加した。

(インフラ)

市の市民意識調査による、今後重点的に取り組むべきこととして、「幸手駅周辺の開発」がもっとも多かった。

市では、幸手駅西口開設に伴う西口土区画整理事業(平成23年3月認可)を推進しており、



平成30年度を目標に、幸手駅舎の橋上化と自由通路の整備を図っている。

市内では初めての高速道路「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）」幸手ICが本年3月開通し、年内中には東北道、関越道、中央高速や東名高速道路とのアクセスが可能となる見通しである。

現在、埼玉県により圏央道幸手インターチェンジの東側地区に幸手中央地区産業団地を造成中であり、47ha17区画の分譲も食品製造業や物流企業からの申込みが順調に進んでおり、市の雇用及び財源の確保、物流の効率化、観光や産業の発展に期待が寄せられている。

<幸手市商工会の現状>

日光街道宿場町として発展した幸手では、明治24年11月、幸手市商工会の前身である幸手商業会が誕生した。明治25年7月に浦和商工会が設立されたよりも早く幸手の商工業者が非常に活発な活動をしていたことが伺える。正式な発足は、昭和35年9月9日、総会員数737名中517名が出席し幸手劇場にて創立総会が開催され、幸手商工会が設立された。

現在の商工会の会員数は1,073名。製造業167名、建設業159名、小売業228名、卸売業55名、サービス業257名、その他207名である。

会員数のピークは平成11年1,236名であったが、人口の減少と合わせるように会員数も減少傾向にある。

昭和50年代に入り、モーターゼーションの発達とともに郊外型大型店の出店が加速し、中心市街地の商店街は徐々に衰退してきていると言わざるを得ない。

こうした中、昭和55年には幸手町商店街の近代化を計画し、中心市街地の歩道拡幅や全市統一した街路灯の設置、中心市街地内に憩いのひろば「ポケットパーク」や商店街駐車場を増設するなど商店街の近代化を推進してきた。

平成14年には、市と商工会で「幸手市中心市街地活性化基本計画」を作成し、空き店舗対策の一環として市街地に情報発信の拠点となる喫茶店「しあわせcaféアミ」（右画像）を開業するとともに、閉店した店舗を改装し「チャレンジショップしあわせの駅プラス」（下画像）を開設し、街角ギャラリーとして運営している。



また、商工会は、市の大きな地域資源である桜をテーマにした「さくらグッズ」などの特産品を作成し地域総合振興事業を積極的に推進している。

幸手市は宿場町だった影響から比較的大きな料理屋が多く、飲食店を対象とした市内グルメマップを作成し店舗のPRに努め、毎年年末には商業者を中心にした歳末大売出しを実施している。

製造業を対象とした事業では、広域連携による技能講習会を開催し、各種資格取得のための支援を実施している。また、市民の住宅リフォームの安心・安全を確保し、会員建設業者の受注取引の促進を図るため、リフォーム見積もりサービス事業を展開している。

平成25年には認定支援機関として登録され、平成26年度には埼玉県から「活力あるサービス産業事業者応援事業」のモデル地域に指定され、連携チームを組織することで、市内の金融機関や公庫、税理士などの認定支援機関と連携して市内事業所の新商品開発などを支援してきた。

現在、商工会の役員は会長以下28名、職員は8名で運営している。

今後、幸手市産業振興計画に掲げられている「活力ある地域経済をおこすまち」の実現を目標に、市・関係支援機関と連携して市内小規模事業者の新商品の開発作りを提案しつつ個店の売上向上支援、販売力・経営力向上のために、支援体制を整えつつ更なる伴走型支援の向上に努める。

<幸手市内小規模事業者の課題>

①事業承継

後継者不足等により、事業継続について危機感を抱きながらも事業の方向性を見出すことが

できない。

②消費動向・販路開拓

市郊外や周辺自治体に、大型スーパーや大型量販店がひしめいており、消費者購買力の市外流出が著しい。

③経営に対する明確なビジョンがない

自社分析の経験がないため強みに気付かず、将来の事業計画もないため、持続的経営及び新たな展開が図れない。

④新商品開発・取引拡大

従来顧客減少や市内消費低迷に対処する新たな販売促進が見いだせていない。
上記の各課題を原因に全般的な売上低迷・利益確保が問題となっている。

<支援側の組織課題>

- ・地域経済動向の実態把握と活用方法が不十分
- ・小規模事業者の内容把握が不十分である
- ・事業所の掘り起こしと事業計画策定と計画実行支援が不十分
- ・事業所数減少に対処するための既存企業による事業の施策支援や創業支援が必要

<地域における小規模事業者の中長期的な振興のあり方>

(1) 幸手市が策定した幸手市総合振興計画(10年計画)では「活力ある地域経済をおこすまち」につなげることを目標としている。計画を推進するにあたり市と商工会が連携しつつ、商工業振興については商工会が主導的な役割を担っている。

特に幸手市総合振興計画における「商業・サービス業の活性化」として経営力向上の支援、後継者の育成・支援、商業団体の活動支援があげられている。工業対策では「工業の活性化」として経営力向上の支援や、中央産業団地の完成(平成30年度予定)を機に、企業立地の促進、地元雇用の拡大があげられている。

(2) 幸手市商工会では、地域の総合経済団体として商工業の総合的な経営改善発達を図るため、平成23年度より「小規模事業者の支援」という重点項目を立て、平成27年度から事業方針として「小規模事業者の経営支援の拡充と地域振興」を打ち出し、小規模事業者の維持と支援を目標にしている。

上述の現状や課題、計画を踏まえて商工会では、

①経営計画等による経営促進、需要開拓に向けた支援

個々の小規模事業者の経営課題を抽出・課題解決、販路開拓・技術革新の支援

②起業・創業支援、人材の確保・育成

人口・事業者減少・急速な高齢化・事業承継に向けた対応、工業団地の活用

③地域経済に波及効果のある事業の推進

観光資源である権現堂桜堤・日光街道幸手宿の活用と活性化

等を今後さらに強化し、地域の経営課題である小規模事業者の売上・利益の確保を目指す必要がある(後述「経営発達支援事業の内容および実施期間」参照)。

<経営発達支援事業の目標>

幸手市商工会では以下の目標を掲げることで、小規模事業者が置かれた現状と商工会の考え方も踏まえて、今後5年間で実現を目指す小規模事業者振興と地域産業振興事業を確実に実行し、自立できる小規模事業者を育成することを目標に、下記の通り設定し事業展開を行う。

(1) 小規模事業者の経営(分析→計画策定→実行)支援を実施し課題解決のサポートを行う。

売上や利益を伸ばすためには、明確なビジョンに基づいた経営を行うことが重要である。まず、経済動向・需要動向や消費者ニーズ等の分析により、小規模事業者の強みを掘り起こし、販路開拓に繋がる経営計画策定と経営計画の実行について支援を行う。

(2) 小規模事業者の経営の向上と効率化を目指すため、各種支援施策の有効活用や販売需要の創出を行う。

各小規模事業所の課題や需要に応じた支援を行うため、最低四半期に一回のフォローアップを実施することで、ニーズに合った支援施策の活用と実行と、商品・技術・サービスを提供・発信する機会を作ることで販路開拓支援を促進する

(3) 地元金融機関と各種支援機関等と連携したハブ機関として、ワンストップ型支援を実施する。

後述の既存組織「幸手市商工会認定支援機関連携チーム」と連携することで小規模事業者の支援を行う。

(4) 地域にある資源を活用した活性化事業を実施し、ブランド力を高める。

幸手市の大きな観光資源である権現堂桜堤を核に、観光施設・中心商店街・小規模事業者を活用することで、東京オリンピックを見据えた幸手の知名度UPと地域経済活性化を図る。

<目標達成の手法>

目標達成には、これまで以上に商工会の組織力強化と支援機能を高めるための事務局体制の構築が必要である。そのため当会では、融資・労務・経営・税務等の従来の経営改善普及事業に加え、小規模事業者と地域の経営発達を支援するため、後述の通り2つの事業を実施することにする。

一つは、新たな課題抽出や経営計画作成を支援するため、個々の小規模事業者支援に対応した「小規模事業者支援事業」を実施する。後述の各支援事業のとおり、分析～課題～解決～支援（PDCAサイクル）という一貫した支援体制を構築し、小規模事業者の需要に相応しい事業計画に基づく経営力向上・需要開拓支援（創業や経営革新、取引、補助金）等における多様化した経営課題解消に対応する。

もう一つは、小規模事業者等が連携して取り組んでいる地域振興事業を支援し、地域活性化に導く「地域振興支援事業」を実施する。地域の魅力・観光資源を活用、商店街等が活性化する取り組みや、特産品を活用した取引・販路開拓・商品開発を実施するために、企画立案や実行支援を行う。

この二つの事業を主として、地域の経済団体として、国・埼玉県・幸手市等の行政機関や、地元をはじめとした金融機関、地元観光協会、JA、まちづくり団体等との連携を図りながら、地域小規模事業者を支援し地域の持続的な発展に寄与していきたい。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

- (1) 経営発達支援事業の実施期間（平成28年4月1日～平成33年3月31日）
- (2) 経営発達支援事業の内容

I 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査（新規）【指針③】

当会での地域経済の動向調査は、経営指導員の巡回訪問や役職員の企業訪問等での小規模事業者からのヒアリングや、日本政策金融公庫や地域内金融機関からの資料等で判断するのみで、当地域の直面する課題の抽出や情報提供をするには不十分であった。

この改善策として、当会では地域内の経済動向を定期的に調査することにより地区内小規模事業者の現状と課題抽出を行う。また、消費者側の客観的な情報も収集し、これらを小規模事業者に効果的に提供することにより、持続的な発展に貢献する。

（事業内容）

(1) 幸手市内で組織される業種別の団体（幸手飲食組合・幸手小売酒組合・建設埼玉幸手支部等）から景気動向の情報を収集、その内容を業種ごとに整理し、ターゲットを絞った経営指導を行う。（新規）

(2) 建設業においては当会が実施している「見積りサービス」事業の登録事業者から引き合いや公共工事請負件数等の調査を行う。

また、製造業においては今年度実施予定の取引拡大のための「製造業名簿作成」事業の名簿掲載事業所から受注件数や取引状況を調査し、地域内の経済状況を把握し業種別で情報提供する。（新規）

(3) 事業承継や業種変更などその転換期を迎える小規模事業者に対し迅速に対応できるよう、後継者世代の多い青年部等に対して事業承継に関する調査を行い、地域的な実態把握のためのデータを整備する。（新規）

(4) 起業家、創業（第2創業も含む）、経営改善を目指す小規模事業者、新たなサービスや商品の開発など、新たな取り組みに対する需要や動向を調査・情報収集し、巡回や相談時にその調査情報をディスクローズすることで、その経営計画をサポートする。（新規）

(5) 取り集めた小規模事業者の商品・サービスの需要動向は、オープンデータといわれる統計資料のデータと照らし合わせながら近年の状況を確認・分析する。（新規）

オープンデータ例として、武蔵野銀行発行の「ぶぎんレポート」の県内産業動向調査や、埼玉県中小企業団体中央会発行の「商工埼玉」の業種別月次連絡員レポートを活用する。

（目標）

収集した情報及び小規模事業者からの実態把握により、地区内の経済動向を調査し課題抽出を行う。また、後述の事業計画策定にも活用し効果的に運用する。

（目標件数）

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
業種別組合調査件数	未実施	2	2	3	3	3
商協からの消費動向調査件数	未実施	20	20	20	20	20
建設・製造業調査件数	未実施	10	10	10	10	10

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

当会では、経営指導員の巡回指導時や融資相談、主に日本政策金融公庫の融資申込時に小規模事業者の経営分析を行っている。専門的な課題については、埼玉県商工会連合会と連携して専門家派遣を活用し、そこから経営分析を行い小規模事業者の課題解決の一端を担っている。

しかし、その分析結果を当会の全体的なデータとして、フィードバックするまでには至っていないのが課題である。

この改善策として、今後は経営指導員による定期的な巡回指導と記帳専任職員・記帳指導職員による窓口指導、そして各種セミナーの開催を通じて、小規模企業者の経営分析を多角的に実施する。専門的な課題については、埼玉県商工会連合会だけでなく地区内金融機関や税理士会とも連携し、細かな経営分析を通して小規模事業者の抱える経営上の悩みに丁寧かつ迅速にサポートする。

(1) 経営課題を抱える小規模事業者の把握に努め、経営指導員は巡回による指導を通し、定量的分析(売上原価率や自己資本比率)と定性的分析(SWOTを活用とした「自社の強み・弱み・機会・脅威」)を重点に経営分析を行う。(拡充実施)

また、記帳専任職員及び記帳指導職員は窓口による税務・経理相談を通し財務状況を把握し、経営指導員と連携して経営分析を図る。(新規)

(2) 既存の金融相談時での経営分析の他に、小規模事業者持続化補助金をはじめとする補助金申請時にも、より定性的な経営分析(自社の強み、取引、成長性等)を行い、中長期的な経営計画及び経営革新等の事業展開を支援する。(新規)

(3) セミナーや個別相談会の開催により、経営上の課題抽出と併せて、小規模事業者自らがどこまで経営分析や計画策定が可能かを把握し、それぞれの段階に合わせた経営指導を実施する。(新規)

(結果の活用方法)

① 分析結果に基づき各事業者が経営状況を把握するための「SWOTシート」を事業所ごとに作成する。作成に当たっては事業者が主体となり、当会は伴走型支援で行う。

② 上記①について、経営指導員会議等で情報を共有し、ノウハウの蓄積とさらなる支援を図る。(目標件数)

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
経営指導員巡回相談数	423	1,030	1,040	1,050	1,060	1,070
記帳職員窓口相談数	409	1,290	1,290	1,320	1,320	1,320
補助金申請等における経営分析数	未実施	10	15	15	20	20

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

市内小規模事業者の多くは、事業計画に対する目標(経営戦略・経営ビジョン・経営計画等)に対して明確でない状況になっている。

当会では経営革新セミナーを中心に集団指導をしているが、目的を限られた事業者相談が多いのが実状である。また、自社の強み・弱み、事業承継等の経営課題が把握していない小規模事業者が多く、自社で事業計画を策定するのが容易でない。

そのため、小規模事業者の経営課題解決のために以下の事業内容を積極的に提案・推進することで、事業計画の策定と実行支援を行う。それには、経営計画作成の重要性をより多くの小規模事業者にも周知・啓蒙することが必要である。

事業計画の策定と実行を伴走型支援による実現可能性な指導・助言をすることで、小規模事業者の効果的・持続的な発展に大きな効果をもたらす。

(1) 事業計画策定支援

①小規模事業者事業計画策定支援講習会・個別相談会の開催（新規）

・巡回・窓口相談時にヒアリングした、融資や経営革新計画などの内容から事業計画策定に関連した小規模事業者の掘り起こしを行う。

・掘り起こした小規模事業者等に事業計画策定支援講習会等の参加を呼びかける。講習会時間内（例：1回2時間、3コマ程度）での事業計画策定は難しいと思われるため、終了後巡回・窓口相談時に継続支援を行う（3回程度、計画策定まで）。

・上記を踏まえて、経営指導員を中心に事業計画作成支援を行う。業界特有の案件（補助金支援、経営革新計画策定支援等）や業績が思わしくない企業の支援計画策定、海外事業展開等の内容が高度なものは、埼玉県商工会連合会等の専門家派遣事業を活用する。

事業計画策定の指導助言時に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が開発提供した「経営計画作成アプリ・経営計画つくるくん」等の支援ツールの活用を呼びかけ、操作が不慣れな小規模事業者には操作のレクチャーを行う。

②創業（第2創業）・事業承継支援（拡充実施）

市内での創業希望者及び第2創業を考えている小規模事業者に対し、商工会を中心に、市・市内金融機関にワンストップ窓口を設置して支援を行う。

・近隣商工会と連携して創業セミナーを開催し参加を促すことで、創業に関するノウハウや事業計画策定の支援を行う。セミナー受講者には終了後、経営指導員が月1回のフォローアップを創業まで実施する。

・後継者にスムーズな経営を承継するため、巡回・窓口相談時に情報収集を行い、それぞれの小規模事業者に合った支援を行う。相続内容が複雑なもの、持ち株が細分化されている等内容が高度なものは、金融機関や埼玉県商工会連合会等の専門家派遣事業を活用する。

(2) 広報周知（新規）

上記の①②にある事業計画作成の重要性について、小規模事業者に広く周知し啓蒙と参加を促すため、商工会・市広報や市内タウン誌、各種マスメディア、ITを活用した情報発信を行う。

(目標件数)

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
事業計画策定支援企業数	18	20	25	25	30	30
うち経営計画作成支援数	8	10	15	15	20	20
うち補助金申請件数	7	7	7	8	8	8
うち経営革新計画策定件数	6	6	6	6	7	7
創業・第2創業相談企業数	9	11	11	13	13	15
うち巡回	2	4	4	5	5	6
うち窓口	7	7	7	8	8	9
創業セミナー・相談会の開催	2	2	2	3	3	3
広報周知（掲載回数）	1	2	2	3	3	3

4. 事業計画後の実施支援に関すること【指針②】

今までは計画策定後の状況確認は定期的を実施しておらず、その後のフォローアップも申し出がない限り支援していない状況であった。

今後は、上記1～3の支援事業を実施することで、事業計画が絵に描いた餅にならないように、定期的な確認と、課題の早期改善が必要である。また、小規模事業者は単独で事業計画遂行は難しいため、支援メニュー等を提供することで、売上拡大・販路開拓に繋げていく。

(1) 定期的なフォローアップ（既存事業改善）

今まで個々の判断で行なっていたが、今後は計画策定事業者に対して最低四半期に一度は巡回訪問を実施し、計画策定後の現状と進捗状況の確認を行う。同時に改善策や後述の施策提供をすることで、各小規模事業所の課題に応じた支援を行う。

また、事業計画策定後も引き続き、既存の「幸手市商工会認定支援機関連携チーム」と連携することで小規模事業者の支援を行う。

四半期巡回訪問→指導員打合せ会議等で報告→職員全体で情報の共有化→検証作業（場合によって支援内容の変更）

※PDCAを繰り返すことで、事業計画の改善を図る。

(2) 支援施策の提供（既存事業改善）

フォローアップした事業所の各課題に応じた施策を小規模事業者に提案することで、売上拡大・販路開拓に繋げる支援を行う。

①経営革新計画承認企業に対し、経営革新計画に基づく事業進捗状況を最低四半期に一度は巡回訪問を実施し確認を行う。

②支援事業・各種補助金等の成功事例を広くPR(発表会・マスメディア利用・HP等の広報)することで、意欲を持たせることで持たせ後押しをする。

③資金調達に関しては、「小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）」及び平成27年度より創設される「小規模事業者経営発達支援融資制度」、「埼玉県制度融資」を中心に日本政策金融公庫・市内金融機関等と連携し、金融支援を行う。

(3) 専門家の活用（既存事業改善）

小規模事業者の経営課題等については、より専門的・高度化し多岐にわたっている。商工会が窓口となり、埼玉県商工会連合会や地区内金融機関、埼玉県よろず支援拠点等との連携を図り、中小企業診断士等の専門家を派遣し同行することで、事業所の理解度や計画の進捗状況を確認し、持続的発展向上を図るための対応を行う。

(目標件数)

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
事業計画策定企業への支援数	18	20	25	25	30	30
フォローアップ訪問回数	72	80	100	100	120	120
創業・第2創業計画策定企業への支援数	9	11	11	13	13	15
フォローアップ訪問回数	36	44	44	52	52	60

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

小規模事業者の販売する商品・提供するサービスの需要動向調査については、これまで経営指導員による聞き取り調査に留まっており、有効な情報として提供できていなかった。

また国勢調査・家計調査等のオープンデータについては、一般的な資料として情報提供してい

るものの、量的にも多いことから小規模事業者がそのまま活用するには難しい側面がある。

この改善策として、小規模事業者への経営計画の策定並びに実行に資するため、以下のような需要動向調査を行い、情報の収集・整理・分析をした上で、需要を見据えた商品戦略・サービス戦略への反映を図る。

分析内容	手段・方法	分析項目	成果の活用
地域の情報把握 (任意に指定したエリア)	地図における地域分析「j STATMAP」(総務省統計局)	地区別の人口(男女、年齢、世帯数、世帯分布、業種別等)	事業者の効率的な販路開拓、新規出店の際の商圈分析、競合店の把握
小規模事業者の調査支援 ※商業者(小売業・サービス業・飲食業) ※工業者(製造業・建設業)の5事業	巡回で調査支援の要望を調査し、希望者に対して顧客アンケートの作成支援を行い、結果を取りまとめ、事業者の現状と傾向を把握	商業者=人気商品・要望・購入商品・売上高・客単価・客数等 工業者=受注内容・要望・受注額・取引件数・引き合い等	顧客視点で自社の売れ筋商品・製品や顧客の動向を把握し、販促活動に役立てる
消費者に対する動向調査	幸手市商業協同組合が発行する買物カード「あすかるさんカード」の利用データ活用	カード会員(商業者)の利用状況(購入単価・利用業種・年齢層・売上等)	商業者の自社の購買動向を把握し、販路活動に役立てる (例:顧客名簿のデータベース化支援によるDM発送等)
最近のトレンド流通調査	キーワード検索による検索エンジンの活用 日経テレコンや地方紙、書籍等の活用	インターネット検索や新聞等で消費者の好み・嗜好等の情報収集	経営や事業計画策定等の基礎資料として活用する

(活用方法)

上記で取りまとめた情報はフィードバックし、後述する販路開拓支援で活用する。

また、収集した事業所データは商工業者のデータを管理する商工会基幹システムで管理し、地域内小規模事業者を地区別、業種別で把握し経営指導員が活用できるデータとする。

また、分析した情報についてはタイムリーな情報提供とするため、巡回時にタブレット端末を運用し、その場で即時に対応できるようにする。

(目標件数)

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
地域情報提供事業所数 (j STATMAP等)	未実施	3	3	5	5	5
経営指導巡回による需要動向調査件数	未実施	10	10	10	15	15
幸手市商業協同組合の消費者動向調査回数と調査サンプル数	未実施	年1回 300	年1回 300	年1回 300	年1回 300	年1回 300
トレンド情報提供事業所数	未実施	3	3	5	5	5

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

当会では今まで特産品部会を設置し、一部の小規模事業者にのみ販路開拓や新商品開発等の支援にとどまっていた。今後は地域内のより多くの事業者が参画できるようにすることで、上記(1)～(4)までの支援事業を基に、個々の事業所に合った販路拡大・新規顧客獲得に結びつける。

(事業内容)

(1) 広報活動支援 (既存事業)

当会では、小規模事業者単独では難しい新商品開発や新規事業の取り組みについて、ニュースリリースを積極的に「マスメディアへ情報提供」することで、取材対応等のサポートと小規模事業者の認知度・販路拡大を支援する。

また、幸手市、幸手市観光協会、市内金融機関等とさらに連携して、市内情報の共有化と拡散を図る。

(既存例) 市内蔵元と洋菓子店の共同による新商品開発→メディアに情報提供→取材関係者に対して商工会が事業内容説明→メディア掲載(新聞記事)→フォロー事業(商工会SNS・会報等で事例紹介、金融機関や商工会連合会・県等に情報提供)

(2) 商談会・展示会出展支援 (既存事業)

事業内容	支援対象	支援内容
「彩の国ビジネスアリーナ」出展支援 (埼玉県中小企業振興公社主催)	優れた製品や技術を持つ製造業	埼玉県商工会連合会と商工会で出店料の補助と事業者紹介の広報周知 受益に結びつけるブース陳列アドバイスと商談成約を支援する
「埼玉東部地域ビジネスマッチングフェア」出展支援 (埼玉縣信用金庫協力)	単独で取引が難しい完成品メーカーに対して、製品や技術を売り込みたい製造業	出展申請手続きのサポート 信用金庫と連携して、ブースにおけるトーク支援
「農商工連携フェア」出展支援 (埼玉りそな銀行主催)	6次産業に関心のある小規模事業者	出展の斡旋と、取引を希望する事業者に対して広報周知をすることで、来場する事業者等に対し、新商品等を売り込むことで販路開拓に結びつける(BtoB)
「幸手さくらまつり」等のイベント販売促進支援 (幸手市観光協会主催、幸手市商工会後援)	優れた商品やサービスを持つ小売店	出店の斡旋と商品PRとブース陳列のアドバイスをすることで、市外から来場する観光客に対して販路拡大とを行う(BtoC)
「むらからまちから館」等の催事出展支援 (全国商工会連合会が運営)	広範囲に販路開拓を行いたい小規模事業者	出店申請手続きと催事出展に関わるトレンド情報提供と陳列アドバイスの実施。 事業者の広報支援をすることで、全国の消費者に対して販路拡大を行う(BtoC)

※各事業にて、出展(店)者の概要(事業所名、連絡先、出展(店)品目等)が分かるパンフレット・リリース用文書・SNS向け記事等の作成と、商品・製品PR(商品基本情報や特徴、写真など)を付け、訴求力が高まるようアドバイスする。

(3) ITの活用等による販売促進支援

商工会のSNS(ホームページ・フェイスブック・ブログ)を通じて、小規模事業者が弱いとされる情報発信を支援し、優れた商品・製品・サービスを紹介することで、新しい販路拡大と取引拡大に繋げる。

小規模事業者同士の強みを活かした新商品・製品開発(コラボ事業)に関しては、ITによる販売促進支援だけでなく、開発→販路開拓までの継続した支援を行う。

(既存例) 製造業 (ホームページがない小規模事業所) 巡回→技術工程や製品を取材 (強みを聞き取り) →商工会ブログで紹介→ブログ閲覧者 (関西企業) から問い合わせ→受注成立

(4) その他

「修理・リフォーム見積りサービス」支援事業 (既存事業改善)

商工会工業部会事業である「修理・リフォーム見積りサービス」(消費者から修理・リフォームの相談を商工会が受け、登録事業所に受注斡旋する事業)を、消費者の相談メニューを細分化し登録事業者を増やすことで、工業・建設業の受注斡旋と新規顧客獲得を支援する。

(目標)

上記の取り組みを実施することで、小規模事業者の強みを活かした商品・製品の開発意欲を促し、商品・製品の販路開拓を支援することで、各個店の売上向上・利益拡大に繋げていく。

(目標件数)

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
(1) 広報活動支援 (メディア掲載)	3	5	5	5	5	5
(2) 商談会・展示会出展支援						
彩の国ビジネスアリーナ (出展企業)	1	1	2	2	2	2
うち商談件数	1	3	6	6	6	6
うち成約件数	0	1	2	2	2	2
ビジネスマッチングフェア (出展企業)	未実施	1	2	2	2	2
うち商談件数	未実施	3	6	6	6	6
うち成約件数	未実施	1	2	2	2	2
農商工連携フェア (出展企業)	3	3	3	4	4	4
幸手桜まつり物産展来街者数 (人)	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
うち物産展総売上 (万円)	120	120	130	130	150	150
むらからまちから館出展支援	1	1	1	1	1	1
(3) ITの活用による販売促進 支援企業数	4	7	7	8	8	8
(4) 修理・リフォーム見積り サービス依頼件数	22	30	30	50	50	50
うち成約件数	4	12	12	16	16	16

Ⅱ 地域経済活性化に資する取組

幸手市は、旧日光街道「幸手宿」という歴史的財産や権現堂桜堤の自然観光資源があるため、地域振興事業の素材を有する街である。さらに、本年3月の圏央道延伸と幸手ICの開通、国道4号線バイパス4車線化と幸手工業団地の造成予定等で、市内利用度が高まると考えられる。

しかしながら、定住人口に比べ昼間人口が少ないことは、商業やサービス業を営む小規模事業者にとっては経営上の大きな課題となりうる。そのため、地域外からの交流人口を拡大するため計画立案を行い、行政や観光協会、各種団体等との連携を深め具体的に事業を行う小規模事業者が連携して取り組む地域振興支援のため、「地域振興事業」を実施する。

1. 商店街振興及び中心市街地活性化のための事業計画策定支援

幸手市内には商工会が所管する幸手商店会連合会と街路灯部門を管理する幸手市環境整備組合がある。それぞれ市内に10の地区商店会と18の環境整備組合がある。

これまでも商店会と環境整備組合では、独自にイベントや販促事業、街路灯管理等を行いながら、商工会は事務局的な立場で情報提供や助言をしながら支援をしている。しかし、小規模事業者の高齢化や後継者不足等による廃業が加速し、商店会機能が低下しているのが現状である。今後は、やる気のある事業者や組織に対して、補助金支援や各種振興策等への助言をすることで、地域経済活性化に繋げていく。

①商店会等の補助金申請支援と事業計画策定、事業提案助言

各商店会や環境整備組合等において、小規模事業者が連携して取り組む地域経済および中心市街地活性化策に対する国・県・市の補助金や施策の情報提供や申請支援を実施する。

各補助金申請やビジネスプラン提案、メディアの活用等の各種振興策への情報提供や事業提案をすることで、商店会を中心とした地域の活性化につなげ、事業実行後の成果等も確認する。



※平成26年度商店街まちづくり補助金（街路灯LED化）の申請支援を行う。

②個店強化支援事業

個店「点」を支援し、商店会等の組織「線」へ、商店会から街「面」へ広げていくことで人の流れを構築し街への関心を高めていく。そのためにはまず個店である小規模事業者の支援強化が必須である。

目標・ターゲットの設定、商品開発、販路開拓、事業計画策定、事業成果等の一貫した提案助言の実施のほか、補助金支援、県の個店強化施策の情報提供やメディアの活用をすることで、個店主体の多様な活性化支援を行う。



※個店支援の一環として平成26年度埼玉県優良小売店推薦の申請支援を行う。

③教育機関との連携

市内には大学から小学校までの教育機関があり、上記の①・②事業を実施にするあたり、大学生から小学生等のそれぞれの立場を生かした視点から商学連携事業（事業支援、商品開発、事業支援、職場体験、出前講義、商店街視察）を行うことで、地域の活性化と教育力の向上を図るとともに、地域の担い手としてマンパワーを確保する。



※県立幸手桜高校による商店街視察受入。

(目標)

小規模事業者である個店から支援を強化することで、商店街等の組織支援に繋げ、地域活性化に結びつける仕組みを構築する。また、様々な教育機関と連携することでマンパワー不足を解消し交流人口を増やしていく。

(目標件数)

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H31	H32
補助金等申請支援・事業計画策定	2	5	5	5	5	5	5
小規模事業者個別支援	4	7	7	10	10	10	10
メディアの活用(掲載・放映)	3	3	3	4	4	4	4
教育機関との連携	4	4	4	4	5	5	5

2. 地域産品を活用した地域特産品開発販売事業

当商工会では、平成22年2月県内の地域資源である埼玉県産「小麦」を活用した農商工連携事業を実施している。具体的には、埼玉県産小麦ネットワークを組織し、県産小麦生産者の支援と安定供給、素材を使った新商品開発、素材活用の業者販路開拓等である。

さらに、幸手豆腐組合による幸手産大豆を活用した地元産豆腐の開発支援「さって豆富ぷろじえくと」。昨年度は市内にある江戸時代からある蔵元をハブにし、「酒粕」・「地酒」を活用した市内小規模事業者による商品開発を実施している。今後は当該事業の他、幸手市は県内でも有数の農産物産地である強みを活かして、様々な特産品の開発と販路開拓を行うことで、地域産業活性化を目指していく。

①特産品部会会議の実施

小規模事業者を中心とした特産品部会会議は定期的実施しているが、桜まつりイベント時に特化した会議であるのが実状である。今後は、地域全体を巻き込んで実施する必要があるため、市観光協会やJA等の地域団体を含めた会議を組織する必要がある。

上記取り組みの食材等を生かした小規模事業者による商品開発・販路開拓に結びつけるため、埼玉県商工会連合会の専門家派遣事業の活用や、当会や地域団体が計画する販路開拓支援により積極的なPR活動を実施する。

②特産品事業者のグループ化とグループ支援

当会が地域を巻き込んで地域の特産品を開発していくため、開発・活用する小規模事業者同士が意見交換を行い、さらなる新商品開発と販路開拓に取り組むことを目的とした特産品活用グループを組織し、当部会の下部組織として位置づける。

現在は幸手市内の豆腐店を主体とした「さって豆富ぷろじえくと」(右画像)が活動しており、さらに、例として「地酒」・「麺」・「川魚」・「米」のような食材をテーマにした新たなグループ組織化を目指す。グループには、流通業者や専門家等に参画を依頼し、開発から販売までの一貫した支援体制ができるようにする。



※豆乳を使ったラーメンを開発

(目標)

地域における地域の特産品を地域の事業者が活用することで、地産地消を進めるとともに、埼玉県の特産品としてブランド化し、ふるさと納税用特産品のような全国にも発信できる販路開拓を目指す。さらに、小規模事業者の連携による商品開発を支援することで、地域経済活性化に繋げていく。

(目標件数)

事業内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
特産品部会会議	1回	2回	3回	3回	4回	4回
事業者グループ支援	2	2	2	3	3	3

3. 日光街道幸手宿と権現堂桜堤を中心とした観光商品開発（拡充実施）

日光街道の宿場町「幸手宿」の街、中心商店街には今でも当時の面影を残す建物があるとともに、北には関東でも有数の桜の名所・権現堂桜堤がある。

両場所は約2キロと離れているが、この二つの観光資源を活用した回遊型事業を実施することで、観光流入客数の増加を図る必要がある。

(事業内容)

① まちづくり組織の育成支援や観光協会との連携

現在、観光事業を主に推進している団体や組織は、中心商店街にある日光街道幸手宿を活用したまちおこしを行なっている「日光街道幸手を感じる会」と、幸手市観光協会が主体となっている。

事業推進にあたっては、現在マンパワー不足にあるため人材の育成が急務である。そのためには、中心商店街にある小規模事業者の参加意識の向上が必要である。

さらに、新しくまちづくり組織を組織化支援するための商工会中心市街地活性化事業補助金「幸手彩（再）発見！ まちおこしプロジェクト」（右画像）を活用することで、小規模事業者同士の結びつき強化と異業種間からの新しいビジネス、取引拡大を図る。



② 遊型観光事業の実施

中心商店街と権現堂桜堤を回る回遊型観光事業は、平成22年3月下旬にJTBと早稲田大学文化構想学部の協力で実施。また、閑散期においては平成25年1月に埼玉県とJTBの協力で商店街を回遊する事業も実施

(右画像)。しかしながら、その後は回遊型観光事業を実施していない状況である。



集客力があり、市内小規模事業者も立ち寄る販路拡大事業でもあるため、上記①の人材を活用しながら、定期的に回遊型観光事業を実施することで、幸手市の観光活性化と小規模事業者支援に繋げていきたい。

(目標)

観光客の流れを「通過型」から「回遊型」にし、商店街に人を呼び込むことで、交流人口の増大と、商店街にある小規模事業者の魅力を創出する。

さらに、小規模事業者の販路開拓につなげ、消費型商店街観光を実施する。

(目標件数)

事業内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
まちづくり組織支援育成	1	1	1	1	1	1
回遊型観光事業の実施	未実施	1	1	1	1	1

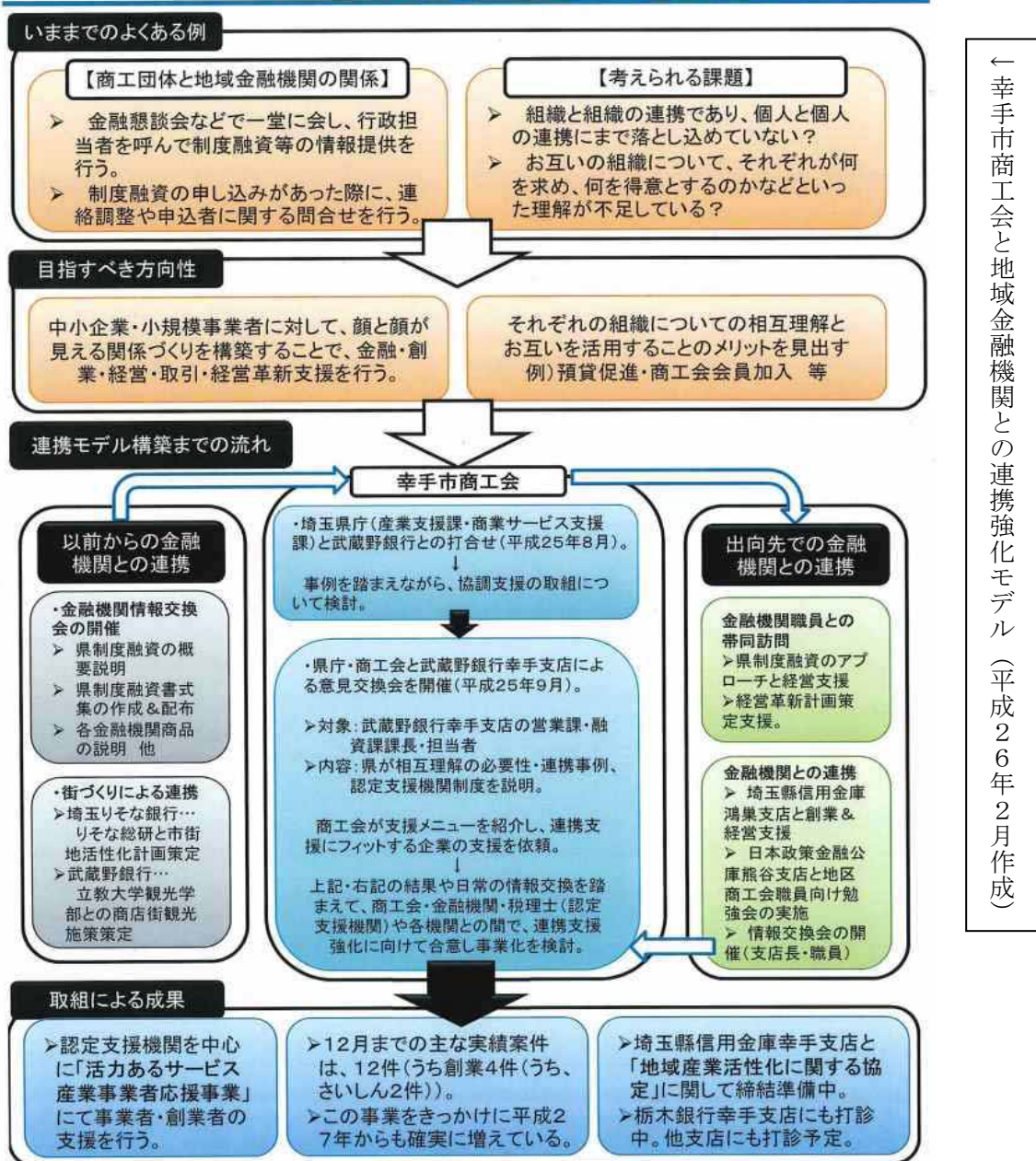
Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取り組み

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換

平成25年7月より当会が中心となって、埼玉県・市内の金融機関等の担当者と、市内事業者の相互連携のあり方について意見交換を重ねてきた。

目的は、事業所の課題を情報共有することでスムーズに課題解決と、お互いの強みを共有し補完しながら事業所の経営向上と経営発展に貢献することである。

「幸手市商工会と地域金融機関の連携強化モデル」



← 幸手市商工会と地域金融機関との連携強化モデル (平成26年2月作成)

平成26年度はこの意見交換が埼玉県商業サービス支援課に評価され、市内認定支援機関(金融機関、税理士、商工会)と幸手市、埼玉県による連携チームが、「埼玉県活力あるサービス産業事業所応援事業」のモデル商工会となり、「認定支援機関連携会議」を行うことで、商工会をハブとした連携による小規模事業者支援が構築されている。

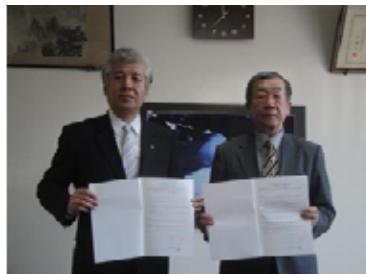
今後もこの連携事業による取り組みを継続し、さらに連携体制を深めることで他の地域には

ないきめ細かい支援を引続き実施する予定である。

具体的に、地元金融機関職員と経営指導員による小規模事業者への帯同巡回を実施し、互いの強みを活かしながら課題解決と新たな事業へのサポート支援を行う。

「例：昨年度の実績（今後も同様な支援を予定）」

- ・地元金融機関と日本政策金融公庫と商工会による三者間による協調融資の斡旋。
- ・小規模事業者同士の新商品開発を支援し、地元金融機関主催の商談会に斡旋することで販路開拓支援の実施。
- ・小規模事業者持続化補助金申請と併せて、資金調達を日本政策金融公庫に支援を行い、採択後フォローアップを兼ねて経営革新計画承認まで、一貫した体制で支援。
- ・創業者から創業補助金申請と資金調達相談があり、地元金融機関と商工会にて助言・アドバイスを行うことで伴走型支援を行った。
- ・地元金融機関とさらなる連携強化を図るため、埼玉縣信用金庫と「地域産業活性化に関する協定」を商工会と締結（県内商工会では初）。（下画像）



※活力あるサービス産業事業所
応援事業のモデル商工会(当会)
の案内チラシ

※主な連携機関…埼玉県・幸手市・埼玉縣信用保証協会・日本政策金融公庫越谷支店・認定支援機関（埼玉りそな銀行幸手支店・武蔵野銀行幸手支店・埼玉縣信用金庫幸手支店・川口信用金庫久喜支店・市内税理士）

（目標件数）

支援内容	直近	H28	H29	H30	H31	H32
認定支援機関連携会議	2	3	3	3	3	3
連携チーム対応件数	11	15	15	15	17	17
帯同巡回件数	3	5	5	7	7	7
金融機関との協定（幸手市内は4行）	3	3	4	4	4	4

2. 経営指導員等の資質向上に関すること

職員の資質向上等については、各種研修等への参加を中心に対応を図っている。しかし、限られた時間の中でのカリキュラムのため、経験年数の違いや人事交流による地域状況の認識不足から指導能力に格差が生じ、小規模事業者への支援業務上での大きな課題となっている。下記内容を中心研修会等に参加し、格差の是正を図る。

- ①効果的な支援方法について（事例を踏まえたディスカッション）
- ②経営革新画策定の考え方（経営革新計画の作成、事例を交えた経営革新計画策定の考え方・演習）
- ③経営支援の考え方（コミュニケーション能力・コーチング能力向上）
- ④創業支援の考え方（各種手続き・支援ノウハウと計画書作成）

- ⑤小売・サービス・飲食業支援（各業種の販売促進への取り組み）
- ⑥製造業支援（製造現場における生産工程改善への取り組み）
- ⑦税務支援（税制改正等のポイント、消費税、所得税の実務、申告）

（１）埼玉県商工会連合会が主催する商工会職員等研修会に参加し職員としての資質向上と小規模事業者に対する支援ノウハウの向上を図る。（年２回程度）

（２）管内税務署、埼玉県労働保険事務組合連合会等が主催する研修会への参加や、地区内金融機関や税理士会等との連携を図り、創業・事業承継等に係る支援能力の向上を図る。（年６回程度）

（３）希望者については、中小企業基盤整備機構の運営する中小企業大学校への研修を受講させ、専門化・高度化する経営課題解決の手法を学び、資質向上を図る。（年１回程度）

（４）全国連が実施するWeb研修（経済学、経済政策、財務、会計、企業経営理論、運営管理、経営法務、経営情報システム、中小企業経営、中小企業政策を網羅）を積極的に受講する。（随時）その測定結果をもとに、各指導員の能力を客観的に把握し、能力向上のため上記①～⑦の研修に参加し経営支援能力向上を図る。

（５）経営指導員が習得した支援ノウハウや事業者の経営分析結果等を商工会基幹システムの経営カルテに蓄積し、職員間の情報の共有化を図り、経営支援体制を構築する。

（６）経営指導員会議を隔週にて実施し、案件に応じ補助員・記帳担当者も同席することで、現状支援事業所の情報共有や課題解決のための意見集約と課題解決を行い、小規模事業者へのよりきめ細かい支援と経営指導員全体の資質向上を図る。

（７）埼玉県小規模事業者経営基盤強化事業として、近隣商工会６地区（久喜市・蓮田市・白岡市・杉戸町・宮代町・幸手市）の経営指導員との連携会議を開催し、各小規模事業者等が有する経営課題に具体的な課題を共有し、解決を図ることで、地区全体での職員の資質向上を図る。
（月１回開催）

（８）小規模事業者の経営課題等解決に対応できるよう、職務のジョブローテーションを実施し、幅広い業務経験を通じて多様な視点を持つことで、職員全体の資質向上を図る。

（９）融資業務のスキルを上げるため、金融機関職員を招聘した融資勉強会を開催する。
（融資制度改正時随時開催）

３．事業の評価及び見直しをするために仕組みに関すること

商工会が実施する事業は、計画・予算の立案、承認後の実施、報告という流れとなっており、課題としては、事業見直しの為の事業成果がわかりにくくなっている。経営発達支援計画を報告検討する委員会を設置し、P→D→C→Aサイクルの構築を図る。

毎年度、以下の方法により本計画に記載の事業の実施状況及び成果について、評価・検討を行う。

（１）経営発達支援計画の事業評価及び見直しの体制

本計画に対する実績報告書を本計画の統括責任者である事務局長が作成し、税理士や中小企業診断士等の有識者、金融機関、幸手市担当課等の外部関係機関の第三者により、事業成果の評価・見直し案の提示を行う。

(2) 経営発達支援計画の事業評価及び見直しの決定

商工会総務委員会にて経営発達支援計画推進状況を報告検討するとともに、事業成果の評価・見直しの方針の決定を行う。

(3) 経営発達支援計画の事業評価及び見直しの承認

総務委員会において決定された事業の成果・評価・見直し案について、理事会へ報告し承認を受けることとする。

(4) 経営発達支援計画の事業評価及び見直しの公表

事業の成果・評価・見直し結果を幸手市商工会ホームページにて計画期間中に公表し、常に閲覧可能とする。

※ホームページアドレス：<http://satte-sci.or.jp>

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(平成27年9月現在)

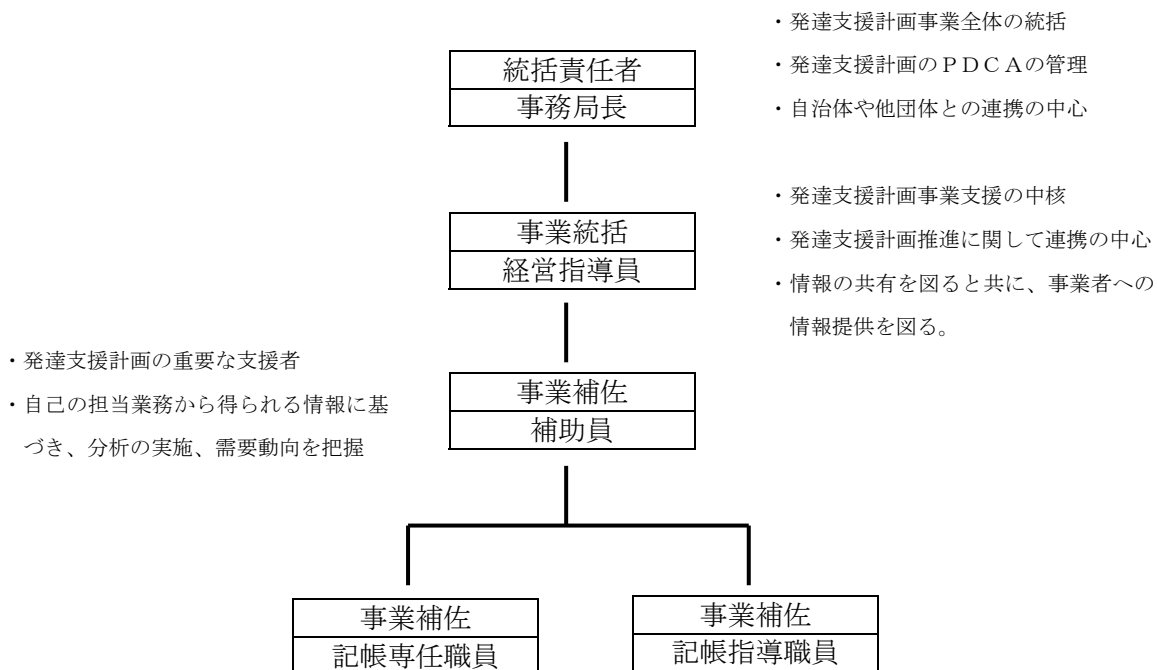
(1) 組織体制

【商工会】

- ・会長（1名）、副会長（2名）、理事（23名）、監事（2名）
- ・委員会（総務委員会・組織強化委員会・融資審査委員会・福祉厚生委員会・TMO（中心市街地活性化）事業推進委員会）

【事務局体制】

経営発達支援事業は、事務局長を統括責任者とし、実務担当者を経営指導員中心として、補助員、記帳専任職員、記帳指導職員がそれぞれ補佐する体制とする。



【事務局職員数】

事務局長	経営指導員	補助員	記帳専任職員	記帳指導職員
1	3	2	1	1

(2) 連絡先

幸手市商工会

- ・住所 〒340-0114 埼玉県幸手市東3丁目8番3号
- ・電話 0480-43-3830
- ・FAX 0480-43-3883
- ・e-mail satte@syokoukai.jp
- ・ホームページアドレス <http://satte-sci.or.jp>

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
必要な資金の額	1, 5 0 0	1, 6 0 0	1, 7 5 0	1, 8 5 0	1, 8 5 0
謝金	2 0 0	2 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
郵送費	3 0 0	3 0 0	3 5 0	3 5 0	3 5 0
地域振興費	2 0 0	3 0 0	3 0 0	4 0 0	4 0 0
受託事業費	8 0 0	8 0 0	8 0 0	8 0 0	8 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、県補助金、市補助金、事業受託費

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
商工会をハブとした連携による小規模事業者の支援体制の構築。小規模事業者の課題を情報共有することでスムーズな課題解決と、お互いの強みを共有・補完しながら事業所の持続的発展と売上増加に貢献する。
連携者及びその役割
①埼玉県商工会連合会 代表者：会長 大久保 義海 住 所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 電 話：048-645-0283 役 割：事業全般における情報提供や主催事業への参画、事業進捗への指導・助言
②埼玉県 代表者：県知事 上田 清司 住 所：埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 電 話：048-824-2111 役 割：埼玉県内の小規模事業者への施策支援
③幸手市 代表者：市長 渡辺 邦夫 住 所：埼玉県幸手市東 4-6-8 電 話：0480-43-1111 役 割：幸手市内の小規模事業者への施策支援
④よろず支援拠点コーディネーター（(公財)埼玉県産業振興公社） 代表者：理事長 織田 秀明 住 所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル10階 電 話：048-647-4101 役割：連携内容に応じた相談業務等における情報提供や経営支援
⑤(株)埼玉りそな銀行 幸手支店 代表者：支店長 田村 裕介 住 所：埼玉県幸手市中 3-3-4 電 話：0480-42-1221 役 割：幸手市内の小規模事業者の金融・創業を中心とした経営支援
⑥(株)武蔵野銀行 幸手支店 代表者：支店長 吉野 伸一 住 所：埼玉県幸手市中 3-3-8 電 話：0480-42-1010 役 割：幸手市内の小規模事業者の金融・創業を中心とした経営支援
⑦(株)栃木銀行 幸手支店 代表者：支店長 渡邊 純一 住 所：埼玉県幸手市中 2-2-8 電 話：0480-43-2221 役 割：幸手市内の小規模事業者の金融・創業を中心とした経営支援

⑧埼玉縣信用金庫 幸手支店

代表者：支店長 清水 淳彦

住 所：埼玉県幸手市東 2-22-1

電 話：0480-44-0111

役 割：幸手市内の小規模事業者の金融・創業を中心とした経営支援

⑨川口信用金庫 久喜支店

代表者：支店長 井出 豊彦

住 所：埼玉県久喜市青毛 3-1-6

電 話：0480-25-2281

役 割：幸手市内の小規模事業者の金融・創業を中心とした経営支援

⑩(株)日本政策金融公庫 国民生活事業 越谷支店

代表者：支店長 萩原 薫

住 所：埼玉県越谷市弥生町 3-33

電 話：048-964-5726

役 割：幸手市内の小規模事業者の金融・創業を中心とした経営支援

⑪関東信越税理士会春日部支部

代表者：支部長 間嶋 順一

住 所：埼玉県春日部市南 1-1-7

電 話：048-738-7470

役 割：幸手市内の小規模事業者の税務を中心とした経営支援

⑫J A埼玉みずほ農業協同組合

代表者：組合長 宮城 与四郎

住 所：埼玉県幸手市東 3-10-43

電 話：0480-44-2161

役 割：地域活性化・農商工連携に対する情報提供や事業への参画

⑬幸手市観光協会

代表者：会長 渡辺 邦夫

住 所：埼玉県幸手市東 4-6-8 (商工観光課内)

電 話：0480-43-1111

役 割：地域観光活性化に対する情報提供や事業への参画

⑭幸手商店会連合会

代表者：会長 大久保 順一

住 所：埼玉県幸手市東 3-8-3 (幸手市商工会館内)

電 話：0480-43-3863

役 割：商店街活性化事業への参画や助言

⑮幸手市商業協同組合

代表者：理事長 奈良 雅一

住 所：埼玉県幸手市東 3-8-3 (幸手市商工会館内)

電 話：0480-43-3863

役 割：多機能カードの情報提供、商店街活性化事業への参画や助言

⑯幸手市環境整備組合連合会

代表者：組合長 新井 和博

住 所：埼玉県幸手市東 3-8-3 (幸手市商工会館内)

電 話：0480-43-3830

役 割：商店街活性化事業への参画や助言

⑰NPO法人日光街道幸手を感じる会

代表者：会長 新井 和博

住 所：埼玉県幸手市中 2-1-9

電 話：0480-42-1710

役割 地域観光と商店街活性化に対する参画や助言

⑱第11ブロック商工会（久喜市商工会・蓮田市商工会・白岡市商工会・杉戸町商工会・宮代町商工会・幸手市商工会）

幹事商工会：宮代町商工会 会長 川野 武志

住 所：埼玉県南埼玉郡宮代町百間 1015-1

電 話：0480-35-1661

役 割：連携内容に応じた相互事業実施や連携会議を通じたスキルアップ

久喜市商工会 会長 新井 勝行

住 所：埼玉県久喜市中央 4-7-20

電 話：0480-21-1154

役 割：連携内容に応じた相互事業実施や連携会議を通じたスキルアップ

蓮田市商工会 会長 土橋 克美

住 所：埼玉県蓮田市東 6-1-8

電 話：048-769-1661

役 割：連携内容に応じた相互事業実施や連携会議を通じたスキルアップ

白岡市商工会 会長 田中 幸雄

住 所：埼玉県白岡市篠津 944-13

電 話：0480-92-9151

役 割：連携内容に応じた相互事業実施や連携会議を通じたスキルアップ

杉戸町商工会 会長 新井 武

住 所：埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸 1-10-21

電 話：0480-32-3719

役 割：連携内容に応じた相互事業実施や連携会議を通じたスキルアップ

幸手市商工会 会長 梨本 松男

住 所：埼玉県幸手市東 3-8-3

電 話：0480-43-3830

役 割：連携内容に応じた相互事業実施や連携会議を通じたスキルアップ

連携体制図等

